

流山市 高齢者支援計画

(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)

—平成 24 年度～平成 26 年度—

元気です いきいき あんしん 流山



平成 23 年 12 月

流山市

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

○高齢化の進展

わが国の高齢化率は、平成23年4月1日現在で27.3%(概算値)となっており、高齢化率25%を超える超高齢社会に突入しています。

本市でも、総人口が緩やかな増加傾向を示している一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、高齢化率も年々上昇しています。

○高齢者を取り巻く環境の変化

近年では、一人暮らし高齢者世帯の増加や高齢者が高齢者を介護する老老介護の問題、地域のつながりが少くなり、地域で支え合う環境が希薄化するなどの問題がある一方で、高齢期も元気で活動的な人が増え、働くことや社会奉仕活動への関心が高まるなど、高齢者を取り巻く環境や、高齢者が抱える問題や関心も多様化してきています。

○地域包括ケアの重要性の高まり

介護保険制度は、高齢化が急速に進行する中で、介護を必要とする高齢者等を社会全体で支えるシステムとして、平成12年4月にスタートし、平成18年度には大幅な改正が行われ、サービスの種類等が大きく変更されるとともに、在宅重視や介護予防の視点が色濃く打ち出されました。

平成27年(2015年)に「団塊の世代」が高齢期に達し、わが国が「超高齢社会」を迎えることが想定され、制度全体が「予防重視型システム」への転換に向けて大きく変わってきました。

本市においても第3期事業計画からは介護予防と介護給付という給付に区分することによって予防と介護という目的を明らかにし、予防を目的とした介護予防の推進を図ってまいりました。

「予防重視型システム」への転換を実現する上で、“地域包括ケア”的考え方方が重要性を増し、地域包括支援センターを核とした、要介護状態になる前の高齢者に対する事前の対策が本市の取り組みにおいても主要な施策として計画に盛り込まれています。

第5期事業計画は、第3期、第4期計画の延長上に位置付けられ、事業の取り組みにあたっては第3期計画策定次に定めた平成26年度までの目標達成に向けた継続的に取り組んでいくことが重要となります。

そのため、第4期に推進してきた地域包括ケアネットワークをさらに充実させ、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活していくよう、“介護”“予防”“医療”“生活支援”“住まい”的5つのサービスを一体化した提供に取り組んでいくことが求められます。

こうした背景を踏まえ、本市では、介護保険制度導入後における介護サービスの利用実態および高齢者の生活実態等を把握した上で、前回計画と同様に、高齢者が地域の一員として様々な社会参加やその潜在能力の活用ができるしくみづくりを「自助・共助・公助」の考えに沿って推進してまいります。

そして、高齢者を取り巻く様々な課題解決に向けた取り組みの方向性や指針を取りまとめたものとして、新たな『流山市高齢者支援計画(高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)』を策定いたしました。

2. 計画の位置づけ

高齢者支援計画は、法定計画として介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に対するサービス目標量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」を一体化した計画です。

なお、流山市高齢者支援計画は、流山市総合計画及び流山市地域福祉計画の個別計画であり、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図っています。

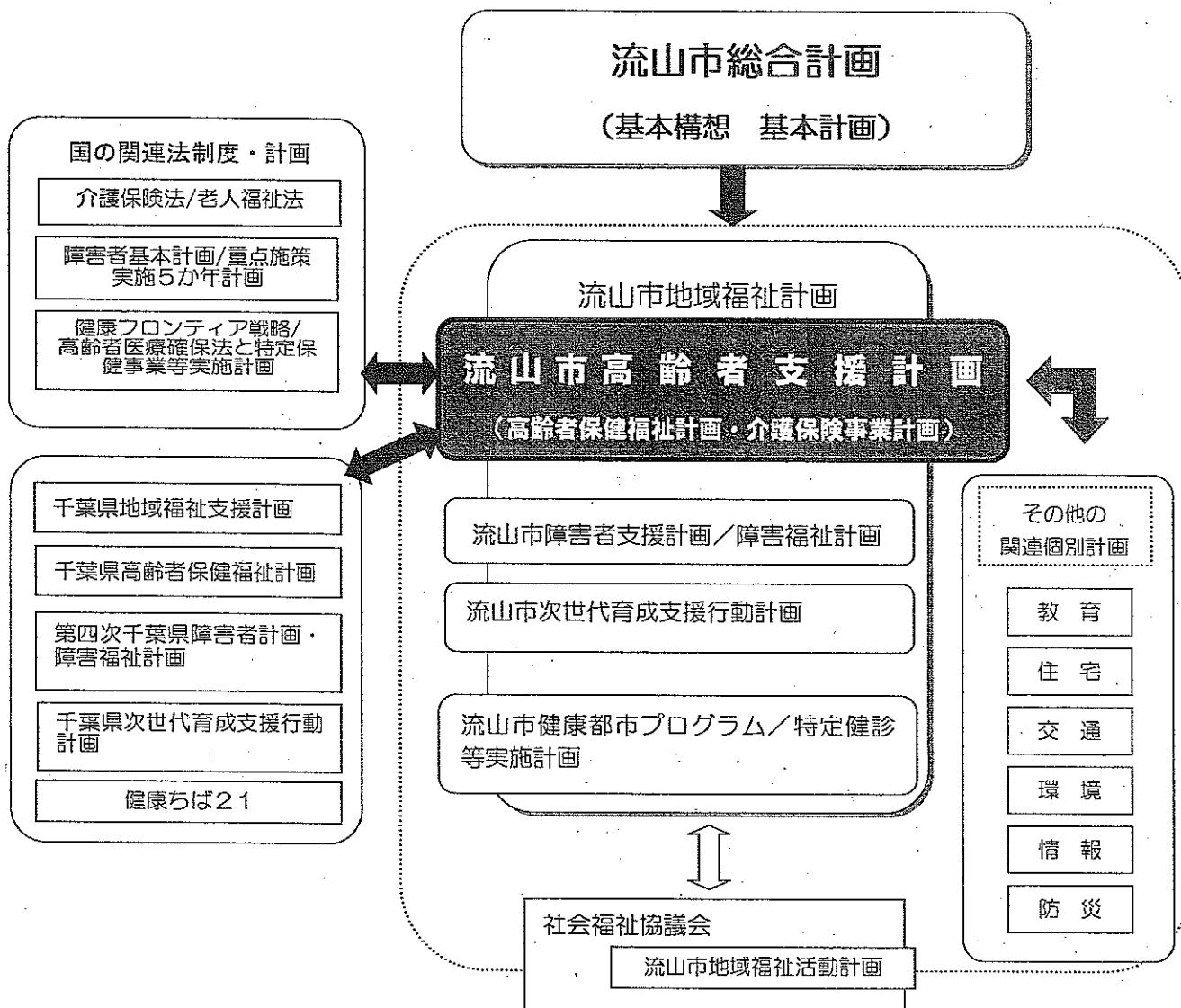
3. 計画の期間

平成23年度に策定する次期計画は、平成21年3月に策定した「流山市高齢者支援計画(平成21年度～平成23年度)」を見直し、平成24年度から平成26年度までの3か年の計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

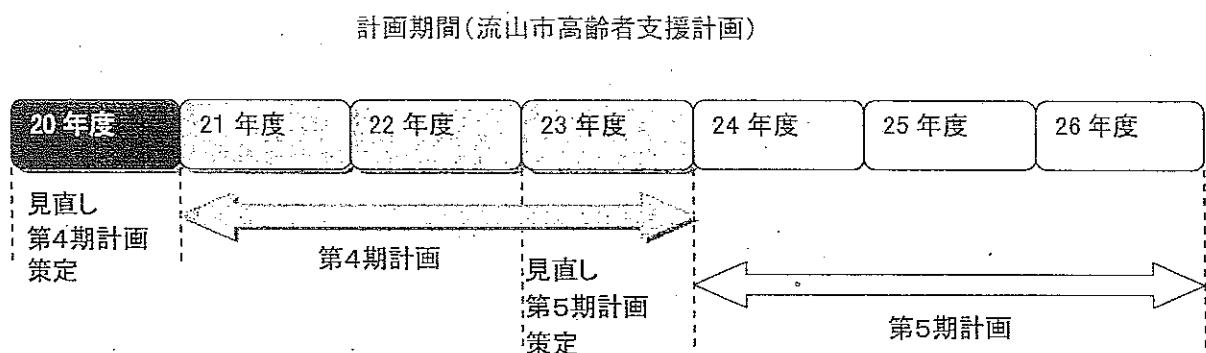
高齢者支援計画は、法定計画として介護保険法第117条に規定する要介護高齢者等に対するサービス目標量や整備方針等を定める「介護保険事業計画」と老人福祉法第20条の8に規定する高齢者に関する施策事業の確保を定める「老人福祉計画」を一体化した計画です。

なお、流山市高齢者支援計画は、流山市総合計画及び流山市地域福祉計画の個別計画であり、千葉県高齢者保健福祉計画との整合を図っていきます。



3. 計画の期間

平成23年度に策定する第5期計画は、平成21年3月に策定した「第4期流山市高齢者支援計画(平成21年度～平成23年度)」を見直し、平成24年度から平成26年度までの3か年の計画を策定するものです。



4. 策定方針

高齢社会を迎えた今日、要支援・要介護認定者や認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の増加などの様々な課題を抱えるなか、高齢者の誰もが、いつまでも健康で、生きがいを持って暮らせるよう、健康づくり等の諸施策を推進するとともに、介護が必要な状態になつても、住み慣れた地域で安心して、可能な限り日常の生活を送ることができる地域社会づくりを推進します。

生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域包括ケアシステムを構築していきます。

計画の策定に当たっては、日常生活圏域別調査を実施し、地域や地域に居住する高齢者の課題(どこに、どのような支援を必要としている高齢者が、どの程度生活しているか)の把握に努めるとともに、必要なサービス(課題に則した対応手法)につなげられるよう推進します。

〔市民参加を基本とした計画策定を目指します〕

①計画策定のための調査等

65歳以上の人を対象にした調査、介護保険の認定を受けている人を対象にした調査、介護保険の事業者を対象にした調査等を行い、市民や事業者の意向等を把握し計画の策定を進めます。

②情報の提供

広報ながれやま、市ホームページ等の活用を図り、広く情報の提供を図ります。

③地区懇談会の開催

計画の素案段階において、地区懇談会を開催して広く市民の意見を聴取し、計画の策定に反映します。

④パブリックコメントの実施

計画の素案については、素案の縦覧、広報ながれやまや市ホームページによるパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取し、計画に反映します。

5. 策定体制

計画策定にあたっては、高齢者等実態調査や介護保険制度モニター連絡会議を活用するとともに、府内関係課による「流山市保健福祉諸計画策定委員会」、「流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会」等による検討を踏まえ、「流山市福祉施策審議会」への諮問、答申を経て策定を行います。

①流山市介護保険制度モニター

介護保険制度に対する要介護保険者等の意見、要望及び介護サービスの情報等を広く公正に聞き、介護サービスの向上と介護保険制度の充実を図るために設置されている介護保険制度モニターワークの意見を聴取し、計画の策定に反映します。

②流山市保健福祉諸計画策定委員会

健康福祉部長を会長とし、関係課長等をもって組織している流山市保健福祉諸計画策定委員会で計画素案等の策定、調整を行います。

③流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会

介護保険における地域包括支援センターの円滑な運営及び地域密着型サービスの適正な運営を確保するために設置された協議会の意見の聴取を行い、計画の策定に反映します。

④流山市福祉施策審議会

市の付属機関である福祉施策審議会に高齢者支援計画の策定について諮問し、計画の策定状況に応じて開催する審議会の意見を反映しながら計画づくりを推進し、審議会の答申により策定します。

第2章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

元気です いきいき あんしん 流山

流山市では、総合計画の中で、「誰もが充実した生涯をおくことのできる流山」を目標に市民福祉の充実を図っています。平成22年度からスタートした後期基本計画では具体的な都市のイメージを「都心から一番近い森のまち」としています。これは、人にも自然にも優しいまち、都心から一番近い便利で心やすらぐ森のまちを表したもので。また、まちづくりの基本方針として「健康・長寿のまちづくり」、「子育てにやさしいまちづくり」、「安心安全なまちづくり」、「良質で元気なまちづくり」、「地球環境にやさしいまちづくり」の5つの方針を定め、将来都市像の実現に努めています。また、流山市は平成19年1月の市制施行40周年を機に、「健康都市宣言」を行い、同年4月には健康都市連合日本支部に加盟し、WHOが提唱している健康都市の理念に基づき健康施策を推進しています。

今後、高齢化が一層進展していく中で、高齢者が生きがいをもって充実した生活を送ることができる地域社会の実現に向けて、これまで実施してきた予防重視型の取り組みを一層推進し、健康寿命の延伸を図っていく必要があります。

一方、加齢により心身が衰え、何らかの支援が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、市民、団体、企業等が協働し、「自助・共助・公助」の考え方方にたって、高齢者一人ひとりの権利を尊重した施策を推進することとし、「元気です いきいき あんしん 流山」を目指すものとします。

2. 基本目標

基本目標1：いつまでも元気で暮らせる健康づくり

健康の保持・増進及び介護予防をすることにより、単に疾病がないという状態だけではなく、心身共に自立した状態で健康寿命の延伸を図ります。

基本目標2：生きがいのある地域づくり

高齢者の社会参加を促進し、生涯にわたって健康で活力にあふれた生涯の実現を目指します。また、高齢者自らが高齢社会を支える一員として、より積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めます。

基本目標3：地域包括ケアの体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続するため、地域包括支援センターを中心として、保健、医療、福祉等の関係機関の連携や、様々な地域団体の活動との連携のもと、地域包括ケア体制を構築を目指します。

基本目標4：在宅での生活の継続を支える仕組づくり

高齢者が在宅での生活を継続していくことができるよう、要支援・要介護認定を受ける前の段階から利用できる高齢者保健福祉サービス等を整備し、高齢者が安心して在宅で暮らすことができる体制を整えます。

基本目標5：高齢者を支える介護体制づくり

介護が必要になっても、状態に応じて適切な介護保険サービスを利用することで健康状態の悪化を防ぎ、有意義な生活を送ることができるように、介護保険事業の適正な運営を図り、サービスの安定的な提供を図ります。

3. 施策の体系

【基本理念】

元気です いきいき あんしん 流山

【基本目標1】

いつまでも元気で暮らせる健康づくり

- 1. 健康づくりの啓発・推進
- 2. 健康保持・増進（一次予防）
- 3. 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）

【基本目標2】

生きがいのある地域づくり

- 1. 生きがい対策の充実
- 2. 就業の支援
- 3. 社会参加の促進
- 4. 外出の支援

【基本目標3】

地域包括ケアの体制づくり

- 1. 地域包括ケアの推進
- 2. 地域包括支援センターの充実強化
- 3. 医療との連携の推進
- 4. 認知症高齢者対策の推進
- 5. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進

【基本目標4】

在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

- 1. 高齢者福祉サービスの充実
- 2. 高齢者の居住に係る施策との連携

【基本目標5】

高齢者を支える介護体制づくり

- 1. 予防給付サービスの推進
- 2. 介護給付サービスの推進
- 3. 地域密着型サービスの推進
- 4. その他サービスの推進

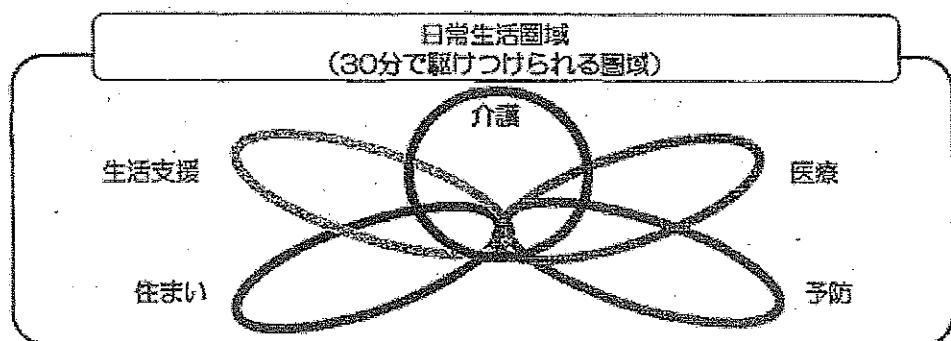
第4章 第5期計画における地域包括ケアの考え方

1. 第5期における地域包括ケアの位置づけ

第3期計画以降は、急速な高齢化の進展や高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応するため、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援サービス、住まいの5つを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方に基づいて、計画を策定し、諸事業を展開している。

第5期計画は、第3期、第4期の計画の延長線上に位置づけられている計画であることから、「地域包括ケア」の構築について、継続的かつ着実に取り組んでいく諸施策を位置付けることが必要とされています。

地域包括ケアのイメージ

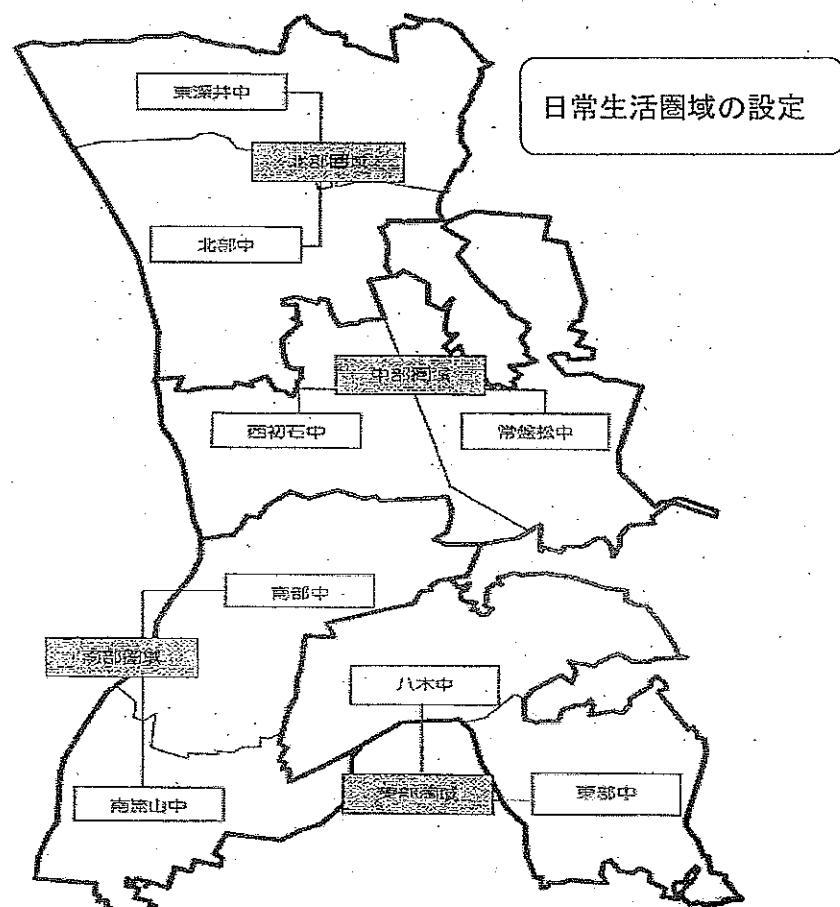


2. 地域包括ケアシステム構築のための日常生活圏域の設定

介護ニーズへの対応は、従来は、市全域を単位としてサービス基盤整備等が考えられていました。しかし、介護ニーズの多様化や社会情勢の変化に伴い、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるような基盤整備を実現するためには、身近な生活圏域に様々なサービス拠点が連携するような、きめ細かい取組が求められるようになってきました。

そこで、地域包括ケアシステムの整備は、高齢者の日常生活の場、すなわち日常生活圏域で適切に提供されるよう推進していくことが望ましいとされました。

そのため、第3期介護保険事業計画では、地理的条件、人口、交通事情等及び本市の他の計画における地域区分などを総合的に勘案して、流山市では中学校区を基本に、北部(北部中学校区、東深井中学校区)、中部(常盤松中学校区、西初石中学校区)、東部(東部中学校区、八木中学校区)及び南部(南部中学校区、南流山中学校区)の4つを日常生活圏域として定めました。



3. 圏域別の状況

日常生活圏域別の65歳以上人口は、下記のとおりになっています。

65歳以上人口に占める圏域ごとの割合(構成比)でみると、最も多い圏域は北部で27.9%、もっとも少ない圏域は中部で21.4%となっています。

高齢化率でいうと16.6%から24.5%の幅になっています。南部地域においては、構成比では25.9%と第2位ですが、総人口が多いことから高齢化率は最も低い水準となっています。

また、日常生活圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等の配置状況は、図表〇〇のとおりです。

圏域別にみた高齢者人口(平成23年4月1日現在)

単位:人

圏域	総人口	65歳以上			(再掲)65歳以上	
		人数	構成比	高齢化率	前期	後期
北部	38,664	9,476	27.9	24.5	5,236	4,240
中部	35,306	7,245	21.4	20.5	4,490	2,755
東部	37,365	8,426	24.8	22.6	4,989	3,437
南部	52,959	8,788	25.9	16.6	5,432	3,356
計	164,294	33,935	100.0	20.7	20,147	13,788

図表〇〇

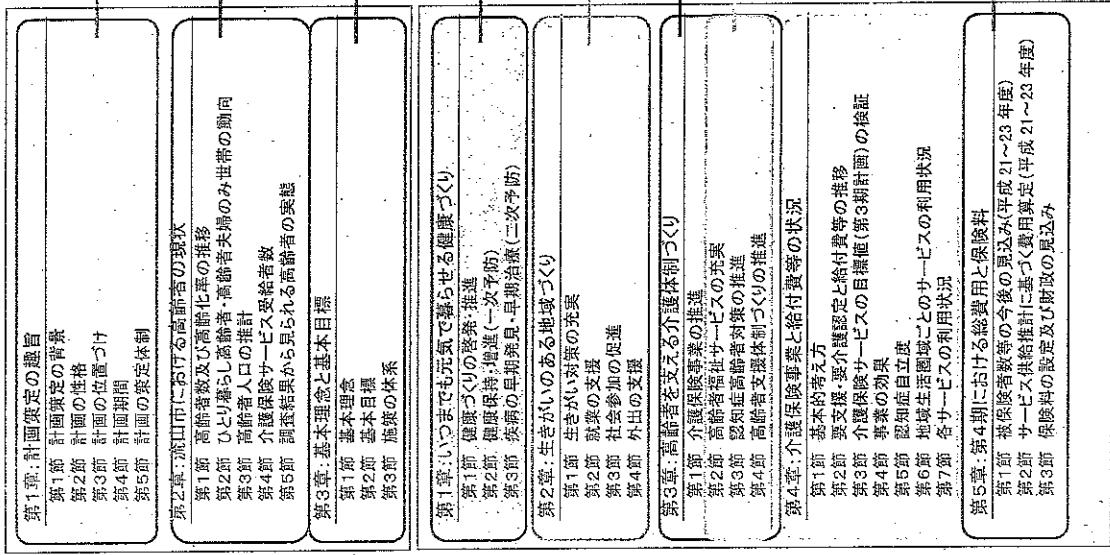
圏域別の介護保険サービス事業所・介護保険施設等

(平成23年8月1日現在)

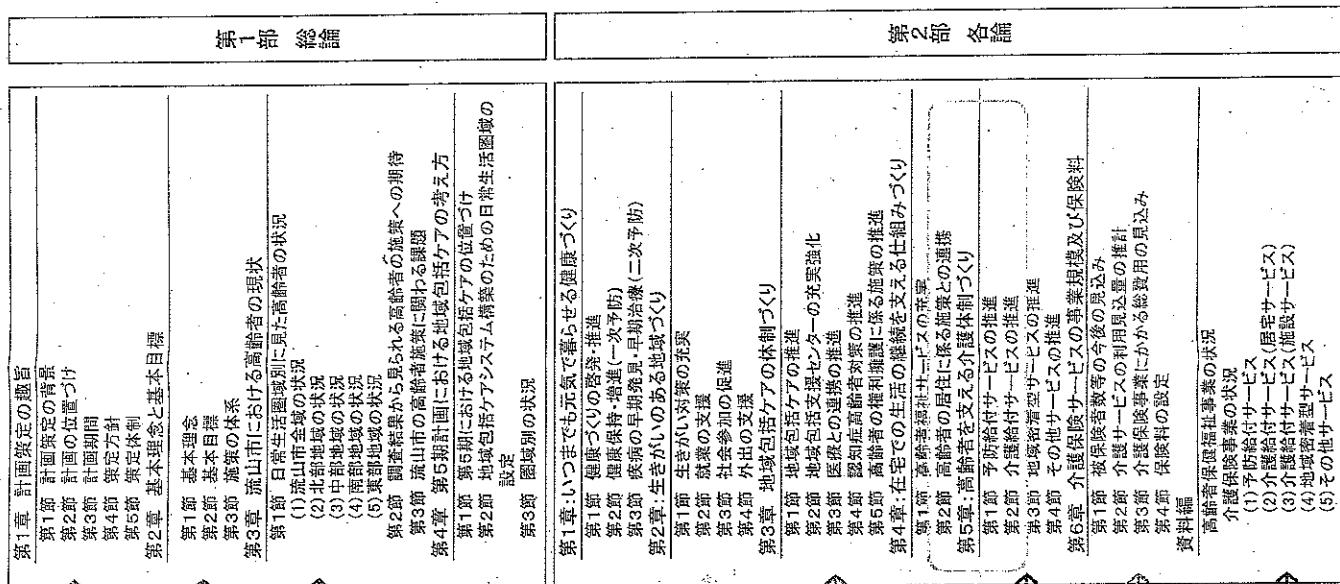
区分	地域包括支援センター	介護保険サービス事業(在宅・訪問系)				地域密着型サービス		介護保険施設		高齢者福祉施設等												
		居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴	訪問看護	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	特定施設入居者生活介護	短期入所生活介護(ショートステイ)	短期入所療養介護(ショートケア)	小規模多機能型居宅介護	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	老人福祉センター	高齢者趣味の家	ケアハウス	福祉会館	シルバーパートナーセンター	ケアセンター	保健センター(平日夜間・休日診療所)	ミニティ本拠	生涯学習センター
北部																						
中部																						
東部																						
南部																						
計																						

流山市高齢者支援計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）策定に向けた計画構成の検討

【現行計画の構成】



【次期計画の構成案】



3. 施策の体系

【基本理念】
元気です いきいき あんしん 流山

【基本目標1】
いつまでも元気で暮らせる健康づくり

1. 健康づくりの啓発・推進



- (1) 保健だより
- (2) 健康まつり
- (3) ホームページを活用した健康増進
- (4) 健康づくり推進委員

2. 健康保持・増進（一次予防）



- (1) 健康手帳
- (2) 健康教育
- (3) 健康相談
- (4) インフルエンザ予防接種
- (5) 訪問指導
- (6) 二次予防事業の対象者把握事業
- (7) 通所型介護予防事業
- (8) 訪問型介護予防事業
- (9) 二次予防事業評価事業
- (10) 介護予防普及啓発事業
- (11) 一次予防事業評価事業
- (12) 介護予防・日常生活支援総合事業

3. 疾病の早期発見・早期治療（二次予防）



- (1) 健康診査・特定健康診査
- (2) がん検診
- (3) 歯周病検診
- (4) 骨そしょう症検診
- (5) 結核検診
- (6) 訪問歯科の推進事業
- (7) 人間ドック利用助成
- (8) はり・きゅう・マッサージ利用助成

【基本目標2】

生きがいのある地域づくり

1. 生きがい対策の充実

- (1)「まなびピア流山」の発行
- (2)ホームページを活用した生涯学習
- (3)スポーツ、レクリエーション活動
- (4)老人福祉センター
- (5)市民教養講座
- (6)流山市ゆうゆう大学
- (7)地区敬老行事の支援
- (8)敬老祝金
- (9)敬老バスの運行
- (10)福祉会館の運営

2. 就業の支援

- (1)就業相談
- (2)社団法人流山シルバー人材センターの支援
- (3)雇用促進奨励金

3. 社会参加の促進

- (1)老人クラブ活動の支援
- (2)シルバーコミュニティ銭湯
- (3)ひとり暮らし高齢者の招待
- (4)ふれあいの家支援
- (5)ヘルパー養成講座
- (6)協働による市民福祉活動の推進
- (7)福祉関連NPO活動の支援
- (8)地域住民によるボランティア活動の促進
- (9)防火・防災・緊急体制
- (10)消費生活対策
- (11)防犯対策
- (12)交通安全対策

4. 外出の支援

- (1)バリアフリーのまちづくり
- (2)道路新設及び改良
- (3)都市公園施設新設改修
- (4)福祉有償運送
- (5)高齢者等市内移動支援バス

【基本目標3】
地域包括ケアの体制づくり

1. 地域包括ケアの推進 →
2. 地域包括支援センターの充実強化 →
3. 医療との連携の推進 →
 - (1)かかりつけ医との連携
 - (2)認知症対策に係る医療との連携
4. 認知症高齢者対策の推進 →
 - (1)SOSネットワーク
 - (2)認知症高齢者介護家族への支援
 - (3)認知症サポートー等養成事業
5. 高齢者の権利擁護に係る施策の推進 →
 - (1)高齢者虐待防止ネットワーク事業
 - (2)成年後見制度利用支援事業
 - (3)成年後見制度利用促進事業

【基本目標4】
在宅での生活の継続を支える仕組みづくり

1. 高齢者福祉サービスの充実 →
 - (1)布団乾燥消毒サービス
 - (2)高齢者外出支援サービス
 - (3)高齢者訪問理美容サービス
 - (4)日常生活用具の給付等
 - (5)声の訪問事業
 - (6)家族介護支援事業
 - (7)給食サービス
 - (8)福祉サービス未利用者に対するPRの推進
2. 高齢者の居住に係る施策との連携 →
 - (1)高齢者向け住宅の提供
 - (2)福祉住宅改善相談
 - (3)住宅改修支援事業
 - (4)住宅改造費の助成
 - (5)ケアハウス
 - (6)サービス付き高齢者住宅

【基本目標5】

高齢者を支える介護体制づくり

1. 予防給付サービスの推進



- (1) 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)
- (2) 介護予防訪問入浴介護
- (3) 介護予防訪問看護
- (4) 介護予防訪問リハビリテーション
- (5) 介護予防居宅療養管理指導
- (6) 介護予防通所介護(デイサービス)
- (7) 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
- (8) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- (9) 介護予防短期入所療養介護(ショートケア)
- (10) 介護予防福祉用具貸与
- (11) 介護予防特定施設入居者生活介護
- (12) 介護予防特定福祉用具販売
- (13) 介護予防住宅改修
- (14) 介護予防支援(介護予防ケアプラン作成)

2. 介護給付サービスの推進



- (1) 訪問介護(ホームヘルプサービス)
- (2) 訪問入浴介護
- (3) 訪問看護
- (4) 訪問リハビリテーション
- (5) 居宅療養管理指導
- (6) 通所介護(デイサービス)
- (7) 通所リハビリテーション(デイケア)
- (8) 短期入所生活介護(ショートステイ)
- (9) 短期入所療養介護(ショートケア)
- (10) 福祉用具貸与
- (11) 特定施設入居者生活介護
- (12) 特定福祉用具販売
- (13) 住宅改修費の支給
- (14) 居宅介護支援(ケアプランの作成)
- (15) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- (16) 介護老人保健施設(老人保健施設)

